

議会議案第1号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月19日提出

提出者	鎌倉市議会議員	久	坂	くにえ		
賛成者	同	上	岡	田	和	則
	同	上	三	宅	真	里
	同	上	納	所	輝	次
	同	上	前	川	綾	子
	同	上	高	橋	浩	司
	同	上	吉	岡	和	江
	同	上	中	澤	克	之

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成25年7月1日から平成26年7月31日までの間における報酬月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる報酬月額から、当該報酬月額に $\frac{5.6}{100}$ を乗じた額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。